

一般財団法人富山県バスケットボール協会規律委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程（以下「T B A基本規程」という。）第20条第1項第4号に掲げる規律委員会（以下「本委員会」という。）について、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本委員会は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「J B A」という。）が定める「公式競技会における違反行為に対する懲罰基準」を周知するほか、公式競技会における審判員による退場処分の対象となる違反行為を除いた競技及び競技会に関連する違反行為の規律・懲罰問題の処理にあたることを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 本委員会は、T B A基本規程第21条の規定による。

(任期)

第4条 本委員会の委員等の任期は、T B A基本規程第22条の規定による。

(調査及び審議の手続)

第5条 違反行為に対する調査及び審議の手続は、J B A基本規程第179条の規定により行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月7日から施行する。